

令和6年度の「条例の動き」

地方自治研究機構のホームページでは、法制執務支援の一環として、最近注目されている条例や制案件数が増えている条例などを、分野ごとに紹介して解説する「条例の動き」を掲載し、多くのアクセスを得ている。本稿では、令和6年度の条例について、全体の傾向や特徴的なものを中心に紹介する。

地方自治研究機構顧問

井上 源三

1 はじめに

「歌は世につれ、世は歌につれ」という言葉があるが、自治体が制定する条例も、その時々世相や発生した問題の状況を反映している。そして、制定された条例が、国の法律の制定を促すことにもなり、また、世の動きを変えることにもなり得る。

地方自治研究機構では、こうした条例の動

きを絶えずウォッチングし、その状況をホームページ上の「法制執務支援」にある「条例の動き」に反映している。

この「条例の動き」は、全国の自治体の条例の動向を、分野ごとに、時系列的な動き、最新の制定状況、主な条例の内容、主な論文等を整理し、公開するものである。条例を調べようとする自治体の職員や議員、住民、学生、マスコミ関係者等にとって、整理された情報をインターネットで容易に見ることができ、また、この「条例の動き」で紹介している条例本文、自治体の関連Webサイト、「自治体法務研究」のバックナンバー、研究者の著作・論文等でさらに詳しく調べることができる。現在、取り上げている条例分野は、約170項目である。

本稿では、「条例の動き」で紹介したものを中心に、おおむね令和6年度における全国自治体の条例の動向を概観する。

2 首長や議員によるハラスメントやカスターマールアスメントに関する条例

令和6年度は、首長や議員によるハラスメントが話題となるが多かった。

例えば、岐阜県と愛知県の3町で、それぞれの町長が、職員に対してパワハラやセクハラを行ったとして第三者委員会で認定され、

その結果、辞職に追い込まれた。また、兵庫県知事のパワハラ問題等が、議会の百条委員会を取り上げられ、議会による不信任決議、知事選挙、知事の再選、第三者委員会調査報告書の提出等の経過を辿っている。さらに、少なからぬ市町村議会では、議員から執行部の職員等に対するハラスメントの有無等についてアンケート調査を実施し、多くの件数のハラスメントがあった旨の回答がなされている。

こうした状況を踏まえ、首長や議員のハラスメントの防止や根絶を目的とする条例の制定が増えている。令和3年は6条例、令和4年は11条例、令和5年は21条例が制定されたのに対して、令和6年は52条例（50団体）の制定が確認され、令和7年2・3月議会でも十数条例が制定されている

労働施策総合推進法や男女雇用機会均等法は、職場におけるパワハラ、セクハラ等の防止対策を事業主に義務付けており、それを踏まえて、ほとんどの自治体では、職員向けの規則、要綱、指針等を制定した上で、研修の実施、相談窓口の整備、事実関係の調査・対応等の措置を講じている。しかし、こうした職員向けの規則等は、首長がハラスメントの加害者である場合を想定していないことが多く、議会や議員については対象外となっている。また、改正政治分野男女共同参画法は、

公職者や候補者についてのセクハラ等の防止のため、研修の実施、相談体制の整備等が自治体に義務付けられているが、相談窓口を整備していない議会が多い。こうしたことが、近年首長や議員によるハラスメント問題が多く見られる要因の一つになっていると言える。

そのため、首長については少なくとも職員向けの規則等において首長が加害者となる場合を前提とした規定を置き、議会については条例等の制定によりハラスメント禁止の意思を議会として示すとともに、研修の実施、相談窓口の設置、ハラスメントがあった場合の対応措置等を明確化する必要がある。

また、カスタマーハラスメントの防止を目的とした条例が新たに制定されたのも、令和6年度の特徴である。令和6年10月には東京都、11月には北海道、12月には三重県桑名市で、令和7年3月には群馬県及び同県嬬恋村で条例が成立し、いずれも令和7年4月から施行された。これらの条例は、顧客から従業員に対する著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）を禁止するとともに、自治体、事業者等の責務を定めている。さらに、東京都及び北海道の条例は都道に指針の作成を義務付け、桑名市条例は市長がカスタマーハラスメントの認定・確認、警告、公表を行うことができるとしている。

なお、政府は、カスタマーハラスメント対策を事業主の雇用管理上の措置義務とする労働施策総合推進法の改正法案を国会に提出しているが、これらの条例は国の法整備に先行した動きであると言える。

3 公正な選挙の確保やインターネットによる誹謗中傷を防ぐための条例

令和6年度は、選挙運動の在り方が議論を呼んだ年でもあった。4月の衆議院東京15区補欠選挙では他陣営の演説中に大音量の拡声機を使ったり、選挙カーを追い回したりする事案があった。7月の東京都知事選挙ではSNSを駆使した候補が大きく票を伸ばし、また、ポスター掲示場に選挙運動と関係のないポスターが多数掲示される事案があり、11月の兵庫県知事選挙では他の候補の当選を目的とするいわゆる「2馬力」の選挙運動があり、また、SNSによる偽情報の拡散や誹謗中傷が問題となった。

こうした状況を受け、鳥取県は令和6年10月に「健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例」を制定し、選挙運動用ポスター以外を公営ポスター掲示場に掲示してはならない、ポスター掲示場に選挙運動用ポスター候補者以外の者が掲示し又は1枚を超えて掲示してはならない、選挙の

自由妨害罪に該当する行為等を選管、警察等は関係法令に基づき速やかに停止させるよう努める等の規定を置いた。

インターネット上の誹謗中傷の防止等を目的とする条例については、令和2年12月制定の群馬県条例を始め、これまで20条例の制定が確認できる。令和6年度は、6月に大阪府富田林市及び兵庫県たつの市が、10月に香川県坂出市が、条例を制定している。佐賀県、大阪府、唐津市及び伊賀市の条例は、知事や市長が人権を侵害する情報に対してプロバイダ事業者等への削除要請等を行うことができるとの規定を置いている。

なお、令和7年3月に議員立法により、選挙運動用ポスターに候補者の氏名の明記を義務付けること、他人・他政党の名誉を傷つける等の品位を損なう内容の記載を禁止すること、選挙運動用ポスターで営業宣伝した者には100万円以下の罰金を科すこと等を内容とする公職選挙法改正法が成立した。同改正法では、附則で、SNSによる偽情報の拡散や誹謗中傷、「2馬力」の選挙運動等を念頭に、引き続き施策の在り方を検討し、必要な措置を講じるとしている。

4 オーバーツーリズムに対応するための条例

コロナが終息して以降、外国人観光客が増加している。令和6年の年間訪日外客数は約3700万人で、コロナ前の平成31年・令和元年を約500万人上回り、年間過去最高を更新した。インバウンド客を含む観光客の増加に伴い、多くの観光地が賑わいを取り戻し、地域経済が活性化する一方、一部の観光地においては、観光客の過度な混雑やマナー違反等が地域の生活環境や自然環境に悪影響を与えている。

こうしたオーバーツーリズムに対応するため、既に北海道美瑛町は令和5年3月に「持続可能な観光目的地実現条例」を制定し、マスタープランの策定のほか、迷惑な行為等の禁止、立入制限区域の指定等を定めた（同年4月施行）。

また、沖縄県竹富町は、令和4年12月にエコツーリズム推進法に基づく「西表島エコツーリズム推進全体構想」が国の認定を受け、令和5年9月に「観光案内人条例」等を制定した上で、令和7年3月から西表島内の5エリアでの1日当たりの立入人数制限を実施している。

山梨県は、富士登山の弾丸登山や混雑対策のため、令和6年3月に「富士山における登山の適正化に関する条例」、「富士山吉田口県有登山道設置及び管理条例」等を制定し、

登山道の利用の許可、使用料の徴収（2000円。令和7年から4000円）、一定時間帯における登山道閉鎖、1日当たり登山者数の上限設定等の措置を実施している。静岡県も、令和7年3月に「富士登山条例」等を制定し、入山の届出、入山手数料の徴収（4000円）、講習の修了や一定時間帯の入山者の山小屋宿泊等の登山規制を行うこととしている。

なお、宿泊税については、令和7年4月1日時点で3都府県、9市町が課税をしているが、オーバーツーリズム対策や観光インフラの整備等の経費に充てるため、宿泊税の導入を図る自治体が増加しており、令和7年4月以降も北海道内の札幌市等6市村、宮城県及び仙台市、高山市及び下呂市、松江市、広島県が課税を予定し（令和7年4月1日時点で総務大臣の同意済み）、さらに北海道、長野県、熊本県、青森県弘前市、長野県白馬村等も宿泊税条例を制定している。

5 金属窃盗、特殊詐欺、闇バイト・オンラインカジノ・生成AIによる児童ポルノを防ぐ条例

令和6年度も、様々な犯罪が横行した。従前には、見られなかったような種類の犯罪も見られる。

まず、金属価格の高騰を背景に太陽光発電施設や工事現場等から銅線ケーブル等の金属が盗まれ、転売される被害が急増している。こうした状況に対応するため、千葉県は令和6年7月に「特定金属類取扱業の規制に関する条例」を制定した（令和7年1月施行）。金属くずは古物営業法の対象外であるため、特定の金属類の取扱業者に対して、公安委員会の許可、取引相手の氏名・住所等の確認、不正品の疑いがある場合の警察官への申告等を義務付けている。こうした金属くずの営業を規制する条例は、千葉県を含む17道府県（茨城県は令和6年10月全部改正・令和7年4月施行）が制定しているが、他の都府県では未制定（過去に制定したものの既に廃止したものを含む）となっている。政府は、全国統一の規制が必要として、「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案」を国会に提出している。

次に、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺等の特殊詐欺についても、件数、被害額ともに増加している。特殊詐欺の被害防止のため、これまで特化条例が平成21年制定の熊本県条例を始め7県5市で制定され、また、滋賀県、東京都及び大阪府は既存の生活安全条例を改正し、特殊詐欺の被害防止対策を定めている。これらの条例のうち、東京

都、大阪府、大分県及び愛媛県の条例は、特殊詐欺に利用されるおそれがある場合の建物の貸付や旅館の営業等を規制する、犯罪拠点（アジト）対策に関する規定を置いている。さらに、大阪府は、令和7年3月に条例を改正し、65歳以上の高齢者が携帯電話で通話しながらATMを操作することの禁止、70歳以上の高齢者がATMを利用して振り込む場合の1日当たり上限額の設定等の措置を講じた（令和7年8月又は10月施行）。

また、青少年がSNSやインターネットを通じて、闇バイトによる犯罪やオンラインカジノ等に巻き込まれ、また、生成AIによる児童ポルノ等の被害等も発生している。鳥取県は、令和7年3月に青少年健全育成条例を改正し、条例の規制の対象となる「賭博」にオンラインカジノが、「児童ポルノ等」に生成AI等を利用して実在する青少年の顔画像を加工したもの（性的ディープフェイク）がそれぞれ含まれることを明記した上で、インターネットによる賭博等の犯罪行為の機会の提供、児童ポルノ等の作成・製造及び提供を禁止するとともに、保護者に対して有害フィロタリングソフトを利用して青少年が闇バイト募集情報やオンラインカジノ誘引情報を閲覧することを防止する努力義務を課した（令和7年4月施行）。

6 土砂条例（残土条例・盛土条例）のその後の動き

令和5年5月の盛土規制法（宅地造成及び特定盛土等規制法）の施行に伴い、都道府県・指定都市・中核市は、法に基づく基礎調査の実施、規制区域の指定等を行うこととなった。そして、これに伴い、自主条例として土砂条例（残土条例・盛土条例）を制定し、独自に規制措置を講じてきた30程度の都道府県や400弱の市町村は、これまでの独自規制措置の在り方も含めて条例の見直し等の検討・対応が必要となっている。これらの対応状況が、かなりの程度明らかになってきた。

まず、都道府県・指定都市・中核市による規制区域（宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域）の指定であるが、旧宅地造成規制法による規制区域の経過措置期間が2年であることから、多くの団体で法施行後2年（令和7年5月26日）以内に終えることとしている。そして、規制区域の対象範囲は、ほとんどの団体で当該自治体の区域全域としている。東京都、高知県及び宮崎県では島しょ部の一部又は無人島等が白地区域となっているが、いずれも全体の面積から見るとごくわずかである。法制定当時は、おそらくこうした指定状況は想定していなかったものと思わ

れる。

次に、条例の制定、改廃の状況である。これは団体によって、対応が分かれる。

これまで関係条例を制定していなかった団体では、既存条例の改廃がないことは当然であるが、新たに法施行条例も制定していない場合が多い。なお、静岡市や浜松市は法施行条例を制定し、特定盛土等規制区域についても許可対象を500㎡超（法は3000㎡超）としている。

既存条例を制定していた団体では、次のような対応が見られる。

（1）既存条例を改正する

盛土規制法による規制区域により、災害防止を目的とする規制部分については、法と条例との間で重複することになる。

そのため、既存条例の目的のうち、災害防止を削除して、生活・自然環境の保全や土壌汚染の防止に限定する対応が、少なくない。茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、静岡県、和歌山県、愛媛県、大分県、相模原市、京都市、神戸市等である。その際、栃木県、群馬県、静岡県、相模原市等は既存条例を従前の許可制から届出制に改め、埼玉県は許可制を廃止した上で土壌汚染堆積禁止等の規定は存置し、相模原市は既存条例での独自手続規定

は法施行条例に存置している。

また、神奈川県、鳥取県、広島県等は既存条例のうち盛土規制は廃止する一方で搬出規制等の規定を存置し、三重県条例は法の規制区域内では届出制とし、災害防止のみを目的としていた福島県条例は新たに土壤汚染防止を目的に追加し、京都府条例は盛土規制法が適用される盛土については適用除外とした。

なお、特定盛土等規制区域の許可の対象規模については、栃木県、埼玉県、神奈川県、静岡県、広島県、相模原市等は500㎡超、鳥取県等は2000㎡超としている。

(2) 既存条例を廃止する

既存条例を、法による規制区域の指定に併せて、廃止する団体もある。宮城県、山梨県、大阪府、さいたま市、堺市、奈良市、岡山市、福岡市等である。大阪府下の市町村では、ほとんどの団体で既存条例を廃止している。なお、福岡市は、既存条例を廃止しているものの、既存条例での独自手続規定は法施行条例に盛り込むとともに、特定盛土等規制区域の許可の対象規模を1000㎡超としている。

(3) 既存条例の改廃はしない

既存条例が自然環境の保全等を目的としており、災害防止を目的としていない、東京都

は既存条例の改廃は特にしていない。なお、千葉県は既存条例の目的に災害防止も含まれるが、既存条例の改廃は行わないとしている。

盛土規制法が適用される盛土については条例や条例に基づく規則で条例の適用除外としている長野県、岐阜県、岡山県、高知県等も、既存条例の改廃は特にしていない。

7 件数として多く制定されている自主政策条例

以上の条例のほか、自主政策条例では以下のような条例が、最近、数多く制定されている。

まず、手話を言語として認識した上で、その理解と普及を図ることを目的とする手話言語条例は、全日本ろうあ連盟によると、平成25年に鳥取県及び北海道石狩市で制定されて以降、令和7年4月11日時点で、584条例が制定され、そのうち、令和5年は45条例、令和6年に45条例が制定されている。全日本ろうあ連盟等による積極的な働きかけもあり、今後とも制定件数は増えていくものと考えられる。

次に、犯罪被害者支援条例も、年々制定件数が増加している。犯罪被害者白書によると、令和6年4月1日時点で、910条例が制定されている。令和5年度1年間で、実に245条例増加したことになる。警察や関係団体の

強い働きかけもあり、令和6年度に入っても制定団体は増加している。

太陽光発電設備等規制条例についても、依然として、条例制定の動きは活発である。令和7年3月31日時点で311条例の制定が確認できるが、このうち、令和4年は49条例、令和5年は43条例、令和6年は33条例の制定が確認できる。各自治体では、脱炭素社会の実現に寄与するため再生可能エネルギーの利用促進に努めつつも、災害の防止、生活環境や自然環境の保全等の観点から、太陽光発電設備等の規制条例を制定せざるを得ない状況が続いている。

議会基本条例も、コンスタントに制定されている。公共政策研究所によると、令和6年4月1日時点で1027条例が制定（施行日ベース）されている。制定のピークは平成20年代半ばであるが、令和4年度は37条例、令和5年度は30条例制定されており、令和6年度も引き続き制定の動きが見られる。自治基本条例は、平成10年代後半から20年代半ばにかけて数多く制定されたものの、最近では制定件数がわずかとなっているのに比べて、際立った違いが見られる。

あまり目立たないかもしれないが、債権放棄の手続等を定める債権管理条例も、コンスタントに制定されている。令和4年は35条例、

令和5年は42条例、令和6年は23条例の制定が確認でき、未制定団体で、債権管理のルールを定める必要性が認識され、制定が進められているものと考えられる。

子ども条例や子ども権利条例は、出生率の低下等の状況を受け、特に令和2年以降、制定団体は大きく増加している。そして、令和4年のこども基本法の制定後もその傾向は続いている。令和6年は、徳島県、新潟県、埼玉県、神奈川県、横浜市、北九州市のほか、14市町の制定が確認でき、令和7年2・3月議会では、北海道、三重県、滋賀県、千葉市、相模原市、岡山市を含め10団体以上の団体が条例を制定している。なお、子ども条例や子ども権利条例の制定に当たっては、各自治体ともに、子どもや住民の意見をできる限り反映するため、検討委員会の設置、ワークショップの開催、子どもからの意見の聴取、アンケートの実施等により、他の条例に比べて、長期間の検討作業を経ることが多い。

8 その他特徴ある内容を有する条例

以上のほか、おおむね令和6年度に制定された条例の中から、特徴的な内容を有する条例をいくつか紹介する。

市民の評価を市長の給料に反映させる条例として、大阪府寝屋川市は令和5年7月に「特

別職の職員の給料等の特例に関する条例」を、茨城県つくば市は令和6年10月に「市長の給料の特例に関する条例」を制定した。前者は市民の市政運営に対する評価の結果に応じて特別職（市長・副市長・教育長）の給料の減額幅を決定するものであり、後者は市長の退職金をインターネット投票による市民評価の結果に応じて決定するものである。

大阪府河内長野市は、令和7年3月、職員の働き方改革の一層の推進の観点から、「職員兼業促進条例」を制定した。公益の増進に寄与する等の業務に限り積極的に兼業を推進することにより、職員の兼業を通じた地域課題の解決、兼業の経験の職務への還元による市民サービスの向上、多様な働き方の推進による職員のウェルビーイングの向上につなげるとしている。

長崎県大村市は、令和7年3月に「スケートボードの適正利用に関する条例」を制定した。禁止区域を指定し、同区域でスケートボードをした場合に停止命令を出し、命令違反には過料を科すとしている。都市公園条例や駅前広場条例等でスケートボードを禁止するものは少なくないが、特化条例は全国初となる。

東京都足立区は、地下鉄サリン事件が発生してから30年目に当たる令和7年2月に「地下鉄サリン事件風化防止啓発推進条例」を制

定した。風化防止のため、区民に対し積極的な啓発を行うこと等を規定している。足立区には、オウム真理教の後継団体である「アレフ」の活動拠点がある。

山梨県は、令和6年7月、物流の2024年問題に対応するため「物流基盤の強化に関する条例」を制定した。県、市町村、物流関連事業者等の責務を定めるとともに、県の基本的施策を規定している。

9 法律に先立つて制定された条例

特定の課題に対して、自治体が先行して条例を制定し、その後、法律が制定される事例が少なからずある。例えば、情報公開条例と情報公開法、個人情報保護条例と個人情報保護法、景観条例と景観法、空き家条例と空き家法（空家等対策の推進に関する特別措置法）、受動喫煙防止条例と改正健康増進法（受動喫煙防止措置）等の関係である。この2、3年の間にも、同様の事例があるので、最後に紹介する。

6で紹介した土砂条例（残土条例・盛土条例）と盛土規制法の関係はその典型例である。それまで盛土、埋立て等を包括的に規制する法律がないため、多くの都道府県や市町村が自主条例として土砂条例（残土条例・盛土条例）を制定してきたが、令和3年7月に発生

した熱海市の大規模土石流災害を受けて、全国統一の規制が必要とされ、令和4年5月に盛土規制法が制定された。それまで条例未制定の自治体は少なくなく、他方、条例制定自治体においてもその規制内容は様々であり、また、条例では十分な罰則規定を置くことができない状況にあった。

5で紹介した金属くずの営業を規制する条例についても、金属くずが古物営業法の対象にならないため盗犯事件が多発し、昭和20年代半ばから、一部の都道府県で制定されてきたものである。現在は、17道府県で制定されているが、他の12県でも過去には制定されていた。近年の太陽光発電設備の銅線ケーブル等の窃盗が横行している状況を踏まえ、政府も令和7年3月に「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案」を国会に提出するに至っている。なお、同法案は、条例が先行して制定されていることに鑑み、自治体が金属くずの買受けに関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではないとの規定を置いている。

令和5年6月に議員立法により「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（認知症基本法）が制定された（令和6年1月施行）が、認知症に関する施策を推進することを目的とする条例は、平成29年12月に愛知県

大府市が「認知症に対する不安のないまちづくり推進条例」を制定して以来、それまでに愛知県及び21市区町（大府市を含む）で法律に先行して制定されていた。

令和5年6月に議員立法により「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定された（公布日施行）が、性的指向や性自認に対する差別的な取扱いを禁止することなどを規定している条例は、平成23年12月の大阪府泉南市の「男女平等参画推進条例」、同25年9月の東京都文京区の「男女平等参画推進条例」及び東京都多摩市の「女と男の平等参画を推進する条例」などそれまでに約80団体が制定していた。なお、法律は、基本理念、国及び地方公共団体の役割等を定めているが、国民に対して性的指向及びジェンダーアイデンティティに対する差別的な取扱いを禁止する規定は置いていない。

令和6年6月に子ども・若者育成支援推進法が改正され（公布日施行）、ヤングケアラー支援の法制上の位置付けが明確化された。すなわち、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国や自治体等が各種支援に努めるべき対象とした。ヤングケアラーを含むケアラー支援に関して

は、令和2年3月制定の埼玉県の「ケアラー支援条例」を含め7道県及び23市町が条例を法律に先行して制定していた。

10 おわりに

以上紹介した内容の詳細は、「条例の動き」(<http://www.rilg.or.jp/htdocs/reilink.html>)の各条例項目を参照していただきたい。また、誌面に限りがあるため紹介することができなかったものについても、併せて御覧いただきたい。令和7年5月1日現在「条例の動き」で取り上げている169項目は、別表のとおりである。

地方自治研究機構としては、今後とも、できる限り最新の情報の提供に努めるとともに、その内容の充実に努めていく考えである。なお、この「条例の動き」の内容等について、御指摘や御意見をいただければ幸いである。また、Webサイト「法制執務支援」(<http://www.rilg.or.jp/htdocs/005.html>)にある、全国自治体例規集・条例検索、法令検索、判例検索・判例解説、「自治体法務研究」連載記事のバックナンバー等のデータも御活用いただきたい。

表 「条例の動き」で掲載している条例分野（令和7年5月1日現在）

【自治】	【人権・生活・福祉】	【環境・まちづくり】	【安全・安心】
自治基本条例 議会基本条例 住民投票条例 政治倫理条例 多選禁止・自粛条例 議会オンライン 公明・適正選挙確保 市長選挙公開討論会 首長・議員ハラスメント カスタマーハラスメント 職員倫理・コンプラ 個人情報保護条例 公文書管理条例 行政手続・パブコメ 電子自治体・DX シティプロモーション シビックプライド 自治会加入条例 移住促進条例 債権管理条例 公契約条例 財政運営・財政健全化 公共施設マネジメント 損害賠償責任一部免責 市民評価市長給料反映 その他の自治条例	人権尊重・差別解消 孤独・孤立を防ぐ条例 男女共同参画条例 性の多様性 ヘイトスピーチ 外国人条例 障害者差別解消条例 誹謗中傷 地域福祉・健康づくり バリアフリー推進 新型コロナウイルス がん対策条例 歯科保健条例 認知症施策条例 受動喫煙防止条例 手話言語条例 ケアラー支援条例 ひきこもり支援条例 成年後見制度 人生会議 終活支援条例 遺留金取扱条例 更生支援条例 就労困難者支援条例 養育費条例 消費生活条例 エシカル消費 食の安全・安心 食育・朝ごはん	SDGs 脱炭素・地球温暖化 太陽光発電設備規制 再エネ利用促進 太陽光発電設備設置義務 再エネ設備法定外税 プラスチック資源循環 レジ袋 食品ロス 星空保全・光害防止条例 水源地域保全条例 水道水源保護条例 地下水保全条例 散骨規制条例 ポイ捨て禁止条例 路上喫煙禁止条例 落書き禁止条例 資源ごみ持ち去り禁止 ヤード・資材置場条例 金属くず条例 無電柱化推進条例 まちづくり・土地利用 景観条例 屋外広告物条例 歴史的建築物保存活用 土砂埋立て・盛土規制 地域公共交通条例 歩くまちづくり条例 空き家条例 空き地条例 ごみ屋敷条例 マンション管理規制 民泊条例 放射性廃棄物 希少野生生物保護条例 外来種対策条例 生物多様性条例 猫・動物餌やり禁止 鳥獣被害防止対策 ペット霊園規制 バーベキュー禁止 里山保全条例 鳥インフルエンザ	特殊詐欺 盗撮行為 客引き行為規制条例 犯罪被害者支援条例 性犯罪・性暴力対策 貧困ビジネス規制条例 暴力団排除条例 ギャンブル依存症対策 防犯カメラ 公衆浴場混浴年齢 ドローン規制条例 歩きスマホ防止条例 自転車安全利用促進 エスカレーター利用 飲酒運転根絶条例 スケートボード 水上オートバイ 山林火災予防 登山安全・遭難防止 地震・震災対策条例 防災対策条例 被災者・被災地支援 避難行動要支援者名簿
【子ども・教育・文化】	【産業・地域活性化】	【その他】	
子ども条例 子ども権利条例 児童虐待防止条例 いじめ防止条例 不登校対策条例 学力・教育環境 家庭教育支援条例 青少年健全育成条例 若者条例 図書館条例 読書条例 文化政策条例 スポーツ推進条例 ほめる条例 ゲーム依存症 動物園条例	中小企業振興条例 観光振興条例 オーバーツーリズム 物流基盤強化条例 地域特色・資源を活かす 地産地消 乾杯条例 農作物種子条例 和牛遺伝資源保護 県産木材利用促進条例 森林づくり条例 水産振興条例 知的財産保護 地域雇用政策	平和条例 拉致問題条例 地下鉄サリン事件条例 雪と冬の条例 ハロウィーン関連条例 鬼の条例 愛と夢の条例 マナー条例 笑いの条例 長い名前の条例 条のない条例 日本一の条例 統一条例 ですます・ふりがな 方言で書かれた条例 条例の前文 分野別基本条例 さまざまなまちづくり	

地方自治研究機構 条例の動き

検索



地方自治研究機構 法制執務支援

検索

